

## 1.目的

このまち(豊田市中心部)へお越しになるお客様を店舗、事業所、施設がおもてなしの心でお迎えするとともに、ひとつになってお客様の駐車場利用を便利にすることで、まちの賑わいづくりを目指します。

## 2.概要

中心部のどの駐車場(17駐車場)を利用しても、認証機による駐車割引サービスが受けられます。

認証機設置店(加盟店)、公共施設で3時間駐車無料サービスを受けられます。(フリーパーキング)  
また、17駐車場のうち、8カ所の駐車場に駐車し、エンターテイメント施設(5施設)の1カ所と他認証機設置店(加盟店)あるいは公共施設の1カ所で認証(駐車割引サービス)を受けると、5時間駐車無料サービスを受けられます。(フリーパーキング・プラス)

## 3.利用料金

ご利用料金は、「認証ライター保守料 + システム利用料」の2種類の料金が必要です。

### (1) 認証ライター保守料

認証ライター1台につき、1ヶ月あたり550円の保守料が必要です。

※認証ライター保守料は当システムの維持管理費に充てられるものです。

※認証ライターは貸与となります。買取りはできません。

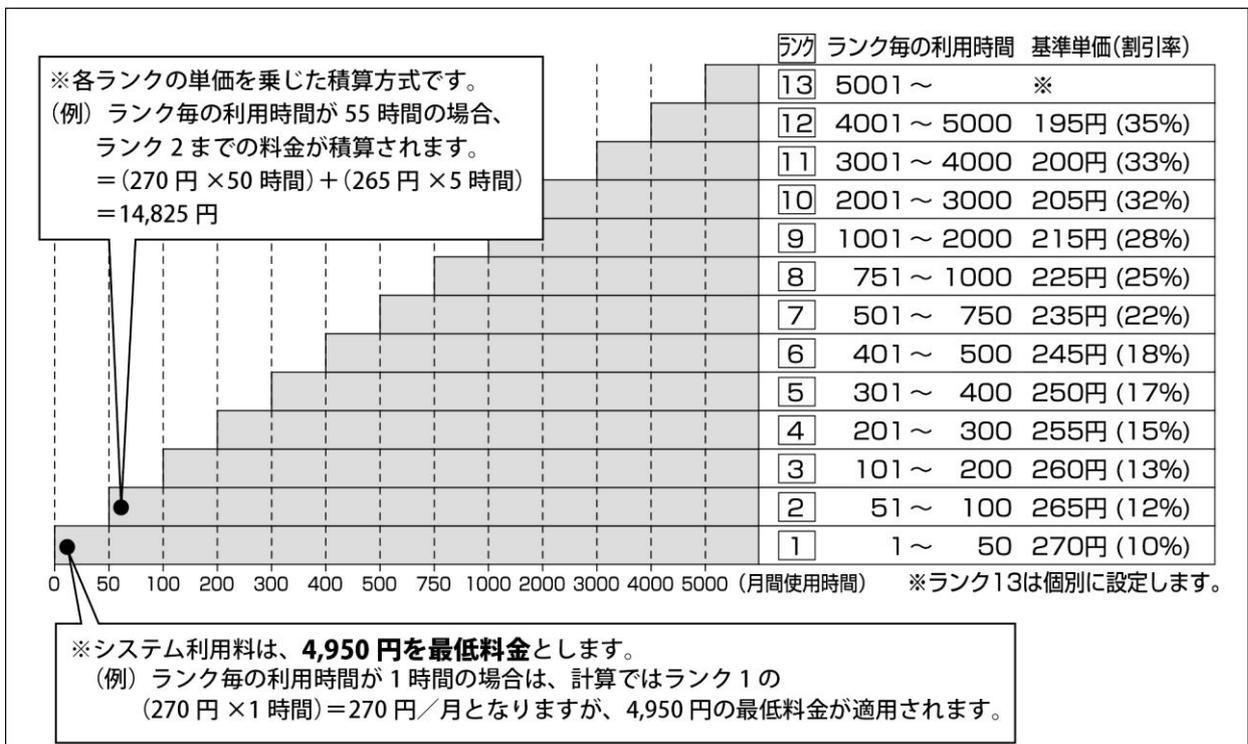


認証ライターは貸出品です。紛失、破損等の損害は加盟店様の負担になります。(1台100,000円)

### (2) システム利用料

利用料金計算表(ランクによる基準単価設定)

当月の認証料金から認証時間を割出し(認証料金から300円/時間で割ったもの)、「ランク毎の利用時間」にあてはめます。13ランクに分けられており、ランク毎に該当する「基準単価」を掛けた金額の合計が月間のシステム利用料となります。当月の認証ライター保守料とシステム利用料は、翌月末の支払いとなります。



## 4.利用料金のお支払

(1) SMBC ファイナンスサービス(株)の口座振替(自動引落し)にてお支払いただきます。  
(通帳記載はチュウシャジョウテイキダイと表記されます。)

(2) 残高不足等の理由により振替不能の場合、翌月末までに当社指定口座へお振込みください。



利用料金の支払い期日を遅延した場合、加盟店契約を解除し、利用をお断りすることがあります。

## 5.サービスの認証基準および認証時間

(1) サービスの認証基準(条件)は、各加盟店様が決めていただきます。

(2) フリーパーキング認証は、S 認証(1回認証)と W 認証(2回認証)があります。

(3) S 認証(フリーパーキング)は入庫時間から最大3時間までの駐車料金が無料となります。

(3時間以内の料金は30分単位で計算)まちなかの 17 駐車場でご利用になれます。

(4) W 認証(フリーパーキング・プラス)は、まちなかエンターテイメント4施設のうち、1か所で1回認証し、その他の加盟店で1回認証(合計2回認証)することにより、さらに2時間プラスし、最大5時間まで駐車料金が無料になります。なお、エンターテイメント施設及び利用できる駐車場は以下のとおりです。

### 【まちなかエンターテイメント5施設】

- ①イオンシネマ豊田 KiTARA    ②豊田市コンサートホール  
③豊田市能楽堂    ④豊田市美術館    ⑤豊田市博物館

### 【フリーパーキング・プラス対象の8駐車場】 ※みどり色の駐車券が目印

- ①喜多町駐車場    ②昭和町駐車場    ③ヴィッツ駐車場    ④若宮駐車場  
⑤第1駐車場    ⑥第2駐車場    ⑦元城駐車場    ⑧児ノ口駐車場



(5) フリーパーキング認証時間(3時間または5時間)を超える料金はおお客様の負担になります。  
現金もしくは共通駐車サービス券でお支払いただきます。

## 6.サービス認証の方法

(1) フリーパーキング3時間無料サービス

①お客様から駐車券をお預かりします。

②フリーパーキング加盟駐車場であることを確認してください。

③駐車券上部に、「S」と4桁数字、または「W」と4桁数字が印字されている場合は、以下にご注意下さい。

「S」と4桁又は「W」と4桁の数字が印字されている場合

⇒すでに他の加盟店で認証されています。2度目は認証しないでください。

※駐車券は認証ライターにとおり、印字されますが、2回目の認証は無効扱いになります。

(1回目の認証した加盟店様が3時間サービス対象者となります。)

④駐車券を認証ライターに通します。自店の認証ライター番号(Sと4桁)が印字されます。

⑤駐車券をお客様にご返却ください。

※お客様が駐車券をお忘れの場合、サービス証明券を発行してください。

(2) フリーパーキング・プラス5時間無料サービス

①お客様から駐車券をお預かりします。

②フリーパーキング加盟駐車場(みどり色の駐車券)であることを確認してください。

③駐車券上部に、「S」と4桁数字、と「W」と4桁数字が印字されている場合は、以下にご注意下さい。

「W」と4桁の数字が印字されている場合

⇒もう1か所の空欄に認証することができます。

「S」と4桁の数字が印字されている場合

⇒すでに他の加盟店で認証されています。2度目は認証しないでください。

「S」と4桁と「W」4桁の数字が印字されている場合

⇒すでに他の加盟店「S」と「W」の2カ所で認証されており、5時間サービスとなっています。3度目は認証しないでください。

④駐車券を認証ライターに通します。自店の認証ライター番号(Sと4ケタ)が印字されます。

⑤駐車券をお客様にご返却ください。

※お客様が駐車券をお忘れの場合、サービス証明券を発行してください。

## 7.加盟駐車場

駐車場の所在、収容台数、営業時間、車両制限等、パンフレットでご確認ください。

- (1) 営業時間、車両制限、駐車料金は、駐車場によって異なります。
- (2) 駐車場によって無人管理の駐車場があります。精算機等に備え付けの「係員呼出ブザー(白色ボタン)で係員と通話、対応できます。

## 8.加盟店契約の解約

フリーパーキング利用の中止、加盟店契約を解約するときは弊社までご連絡ください。当月の利用料金を翌月末にお支払いいただきますので、最終月のお支払いに注意して下さい。

## 9.その他(禁止事項)

次の事項は禁止しています。順守いただけない場合は加盟店契約を解除し利用をお断り致します。

- (1) お客様に対し正当な理由なく他の加盟店での認証を促したり、または認証拒否すること。
- (2) フリーパーキングに関する一切の権利、備品等を第三者へ譲渡、転売、転貸すること。
- (3) フリーパーキングの信用を著しく低下させる利用や公序良俗に反する利用。
- (4) 申込書に記載の加盟条件に反する利用や行為等。
- (5) その他、フリーパーキングの利用主旨、目的に反する一切の利用。

## 10.加盟店への貸出物・配付物

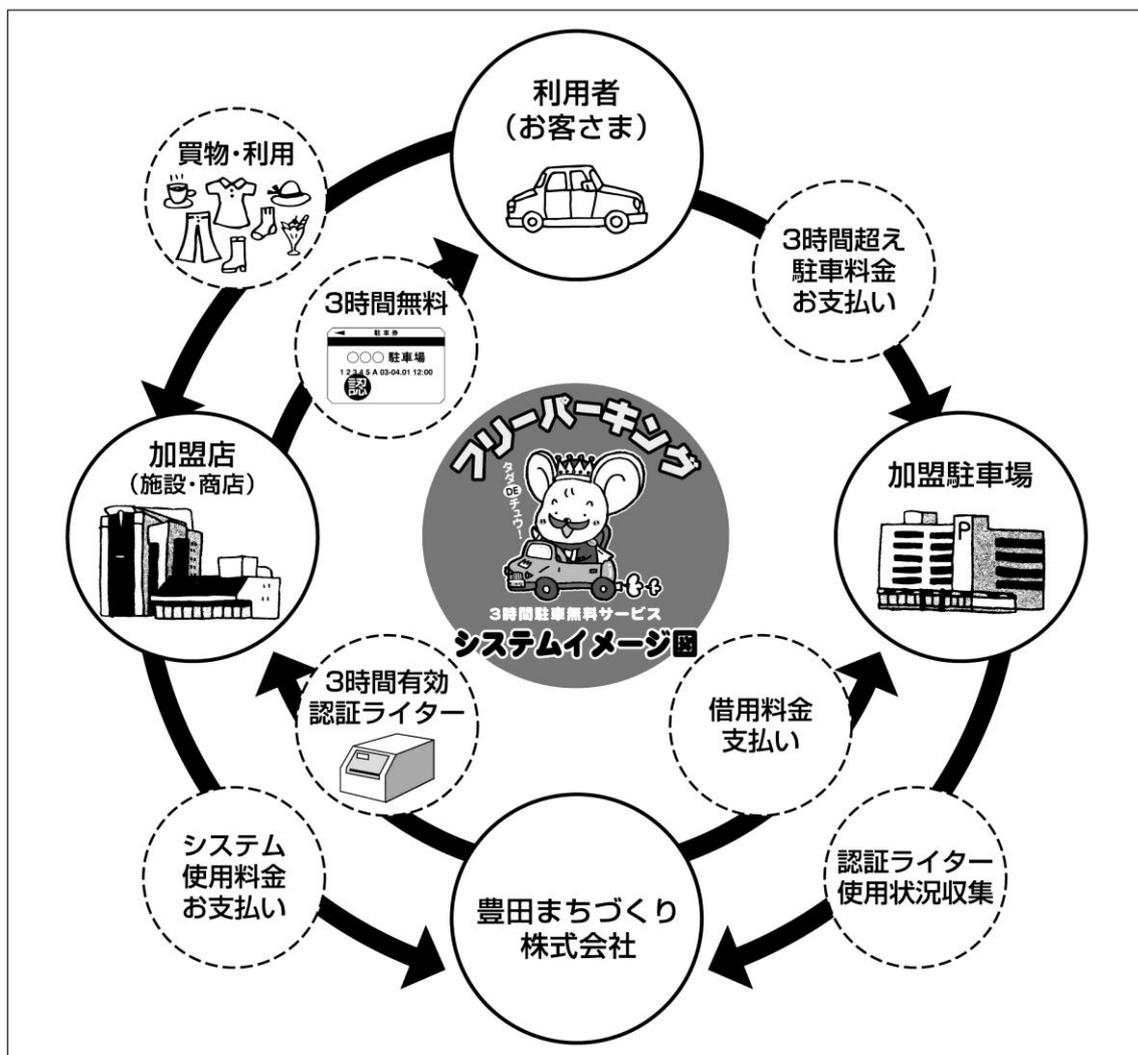
- (1) 貸出物:認証ライター
- (2) 配布物:加盟店ステッカー、パンフレット、ポスター



[問合せ] 豊田まちづくり株式会社 駐車場管理運営担当  
TEL:0565-33-0119 (受付:平日の午前10時から午後6時まで)

# 豊田市中心市街地 3時間駐車無料サービス フリーパーキング

## システムのご案内



### 【仕組み】

#### ◆利用者(お客様)

買い物または利用した店舗・施設で駐車券に認証を受け、駐車場を出るときに精算します。

#### ◆加盟駐車場

駐車場事業主は豊田まちづくり(株)と契約を結び、豊田まちづくり(株)は各駐車場事業主に借用料(使用料)を支払います。

#### ◆加盟店(店舗・施設)

店舗・施設は豊田まちづくり(株)へ加盟申込みをしていただいた後、豊田まちづくり(株)にシステム利用料を利用実績に応じて支払います。